

太田市スポーツ壮行金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際大会を含む群馬県大会以上の対外競技に出場する者に対し、太田市スポーツ壮行金（以下「壮行金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 壮行金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次のとおりとする。ただし、出場に関し、壮行金以外の方法で、太田市から財政的支援を受けた者を除く。

- (1) 予選会を経て、又は推薦（大会要項（大会出場資格を示す書類を含む。以下同じ。）に規定する標準記録に到達する場合を含む。以下同じ。）により、次条に規定する大会（以下「大会」という。）に選手（大会要項に規定がある場合は当該規定に基づき参加する監督、コーチその他の指導者を含み、大会要項に規定がない場合であって団体で出場するときは1団体につき指導者1名を含むことができる。以下同じ。）として出場した者のうち、大会への出場日及び壮行金の申請日において、太田市内に在住し、若しくは在学し、又は所在地のある事業所に勤務する者
- (2) 国民スポーツ大会又は全国障害者スポーツ大会（以下「国民スポーツ大会等」という。）に出場した選手であって、太田市の所属として群馬県選手団名簿に記載のあった者（他の自治体から同一の国民スポーツ大会等についての壮行金その他の財政的支援を受けた者（予定を含む。）を除く。）
- (3) 次条第1項各号に掲げる団体のいずれかが主催し、又は共催する都道府県対抗戦（これに準ずると認められるものを含む。以下「都道府県対抗戦」という。）に群馬県代表の選手として出場した者のうち、出場日及び壮行金の申請日において、太田市内に在住し、若しくは在学し、又は所在地のある事業所に勤務する者

（前条第1号に規定する大会）

第3条 前条第1号に規定する大会は、次に掲げるいずれかの団体が主催し、又は共催する国際大会、全国大会、関東大会（北関東大会その他のブロック大会を含む。以下同じ。）及び群馬県大会とする。

- (1) 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会その他これらに準ずる団体
- (2) 文部科学省又はスポーツ庁
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会、同協会に加盟する競技団体その他これらに準ずる団体

(4) 公益財団法人日本パラスポーツ協会、同協会に加盟する競技団体その他これらに準ずる団体

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人日本中学校体育連盟又は都道府県中学校体育連盟が主催するものは前条第1号に規定する大会から除くものとし、5か国以上の国が参加して行われた国際大会は同条第1号に規定する大会に含むものとする。

(交付額)

第4条 壮行金の額は、次のとおりとする。

大会区分	1人当たりの壮行金の額
国際大会	20,000円
全国大会	5,000円（高校生以下の者にあつては、10,000円）
関東大会	2,000円（高校生以下の者にあつては、4,000円）
群馬県大会	1,000円

(申請)

第5条 壮行金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大会、国民スポーツ大会等又は都道府県対抗戦（以下「大会等」という。）の終了の日から起算して3箇月を経過した日又は大会等の終了の日の属する年の会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、壮行金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

- (1) 交付対象者名簿
- (2) 大会等の要項又はこれに準ずる書類
- (3) 予選会の結果又は推薦により、出場権を得たことを示す書類
- (4) 振込先口座の口座番号及び名義が記載された通帳の写し又はこれらが記載された書類
- (5) 出場した大会等の結果又は大会等に出場したことを示す書類
- (6) 委任状（申請者と壮行金の振込先口座の名義が異なる場合に限る。）
- (7) 交付対象者が太田市内に在住し、若しくは在学し、又は所在地のある事業所に勤務する者であることを示す書類（第1号の交付対象者名簿で確認ができない場合に限る。）

2 国民スポーツ大会等に係る交付対象者については、当該国民スポーツ大会等への出場者に係る壮行金を主催する者により、前項に規定する申請を行うことができる。

(壮行金の交付)

第6条 理事長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、壮行金を交付することが適当と認めるときは、申請者に対して壮行金を交付するものとする。

2 前項に規定する壮行金の交付は、口座振込によるものとする。ただし、理事長が、口座振込以外の方法で交付する必要があると認める場合は、この限りでない。

(壮行金の返還)

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合において既に壮行金が交付されているときは、指定する期限までにこれを返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、壮行金の交付の申請をした場合

(2) 自己の都合により大会等に出場しなかったとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。